

私は、平成4年3月でシャープを辞め、京都で弁護士業務に専念することになりました。当時、シャープで法務室長をしておられた菊地兵吾氏が、京都で地盤のないおぼつかない私を心配して、オムロンで法務室長をしておられた辻本勲男氏を紹介してくださいました。同氏からは京都の企業の状況、弁護士に期待すること等についてご指導いただきました。

私がライセンス関係の勉強会を計画したところ、シャープの水木弘氏、野田康子氏やオムロンの玉置秀司氏に参加していただけることになりました。京セラの三島幸男氏やスクリーンの森茂喜氏にもお声掛けしたところ参加していただくことができました。

平成4年5月に発足した「ライセンス勉強会」では、アメリカのソフトウェア著作権判例を読むことになり、判決を原文で読んでいました。今のようにデータベースもなく判例入手が大変でしたが、最先端のことをやっているという自負心もあって、皆さん良く勉強しておられま

した。教えられることの方が多かったように記憶しています。この勉強会は、その後、現在の関西企業法務研究会へと発展してきています。現在は、ライセンス関係にとどまらず、様々な法分野を勉強しており、法務スタッフの横のネットワーク（研修の場）として機能しています。

このように過去を振り返りますと、多くの人々に支えられて今日があるということを痛感します。ここにお名前を挙げるのでできなかった方々もたくさんおられます。現在、私には若い頃の「期待度」はありませんが、支えていただいた方々の恩に報いるため、ミッションを確実にやり遂げなければならないと感じています。

道半ばですが、御池総合法律事務所を皆様のお役にたてる法律事務所にするために頑張りたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

この20年を振り返って



平成7年設立時

これまでの20年と最近のこと

弁護士 長野 浩三



1995年に御池総合法律事務所が誕生して20年となる。私が弁護士登録したのも同じ年なので私の弁護士としての活動も20年となる。それぞれが専門分野を持ち、総合病院のような法律事務所にとの理想を掲げて誕生した当事務所で1年目の弁護士だった私は、登録当時、自分の専門分野をどうするか考えていた。当時、私は、井上弁護士の仕事を多く手伝っていたアソシエイトであったことから、金融（特に債権回収）の事件をたくさん担当し、判例集にもいくつかの事例が掲載された。しかし、金融機関の顧客がいなければこの分野の仕事は続かないことから、独立後に自分の専門分野とすることについてはあまり現実的に考えられなかった。その後、たまたま、東京海上日動火災保険株式会社の損害サービスの仕事をするようになり、この分野を業務の中心に据えることとなった。専門分野といえるためには、取り扱う数が多いをいうし、ノウハウを蓄積することによってより効率的に仕事をするのが可能となることから、報酬をいただく業務としては基本的に損害保険関係だけを扱うこととした。それまでは不動産関係、貸金、債務整理、離婚、相続など一般的な事件を一通りやっていたが、これらについては依頼があれば基本的に他の弁護士に任せ

て、損害保険分野に集中することとなった。近年は、弁護士が扱う事件、特に訴訟事件数が減少しているといわれているが、交通事故をはじめとする損害賠償事件は増加しているようであり（これには損害保険各社が、被害者になった際の弁護士費用を担保する弁護士費用特約を附帯するようになったことも大きく影響している。）、私の取り扱う事件数もかなり多数になった。損害賠償事件についても自動車保険ジャーナルに取り扱った裁判例が相当数掲載されたし、この分野の取扱件数としては全国、少なくとも京都ではトップクラスの弁護士になったはずである。損害保険の仕事は最新の法律上の論点があるものや医療知識が必要な事件などアカデミックな一面がある一方、いわば「きった、はった」の活動をしなければならない泥臭い面がある。さまざまな苦情を申し立てる被害者やいわゆる示談屋、反社会的勢力など一般の人や損害保険会社の従業員だけでは対応しきれない者らへの対応だ。特に示談屋、反社会的勢力については、何度でも不当とも思われる請求をしてくる可能性があることから、相手にする際には徹底的に対応することを心がけた。不当な請求を行えば弁護士がでてきて却って酷い事態になると思わせることが再発防止に一番良いからだ。

10年くらい前までは示談屋もそこそこ見かけたように思うが、最近は暴対法などの影響もあるのか、あまり典型的な示談屋は見かけなくなったように思う。損害保険の仕事を本格的に始めて約16年になるが、私の業務の大きな柱となり、自分の「専門分野」といえるものになったと思う。

もう一つの私の専門分野は消費者問題、特に消費者契約法や特定商取引法などが問題となる消費者契約の分野だ。弁護士になって人権問題を扱いたいと思っていた私は、学生時代から知っていた水保病京都訴訟の弁護団に入ったり、市原野ごみ焼却場差止事件の弁護団に入れてもらったりしたが、環境分野の事件はその後は担当していない。弁護士登録時、これからは消費者の人権が大きな問題になると思った私は京都弁護士会消費者保護委員会に入った。そこでは、マンションの賃貸借契約で退去時に原状回復費用が敷金から差し引かれ、敷金が返還されない、敷金を超える金額を請求されるなどのトラブルが社会問題化していた。この問題に消費者保護委員会でき取り組み、「Q&A敷金保証金トラブル」を京都弁護士会で刊行し、これは自主出版としてはかなりたくさん部数が発行された。また、同時期に同委員会で銀行取引約款の問題に取り組み、シンポジウムを行った。この問題は後に日弁連の人権大会や旧大蔵省などの審議会などでも取り上げられ、最終的に平成12年、銀行取引約款の「ひな型」は廃止された。この問題の研究の際に、ドイツに約款規制法という不当な約款条項を無効とすることなどを内容とする法律があることを知った。

1997年には韓国とドイツ・オランダに約款規制法の調査に赴いた。海外の法律調査については、その後、イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、アメリカ、今年のオーストラリア・シンガポールなど何回も参加している。海外の法律調査は、単なる観光旅行ではわからない、その国の文化や考え方といったものが影響していることがよくわかり、また、その分野に取り組みきっかけとなることから、特に若手の弁護士は積極的に参加したほうが良いと思う。

その後、近弁連、日弁連で「消費者契約法」の立法案を作成する作業に加わった。最初は「消費者契約適正化法」案だったが、近弁連で「消費者契約法」案としたものだ。現在ある消費者契約法も国民生活審議会でも当初議論されていた際には「消費者契約適正化法」だった。最初に「消費者契約法」を使ったのは近弁連での我々の報告書だ。上記のとおり、国生審でも同様の議論が始まっており、2001年に消費者契約法が施行された。

私が事務局長を務める京都敷金・保証金弁護団ではマンション賃貸借契約の不当な原状回復条項、敷引条項、更新料条項が消費者契約法10条により無効であるとして

訴訟を進行した。不当な原状回復条項については、大阪高判平成16年12月17日判例時報1894号19頁がこれを無効とした。敷引条項や更新料条項についても多数の無効とする下級審判決を獲得したが、これらについては、残念ながら平成23年に最高裁で基本的に有効との判断がなされた。この最高裁の判断は間違っており、何年かしたら是正される（させる）と考えている。

消費者契約法施行後は、同法違反行為の差止制度である消費者団体訴訟制度の立法運動などを日弁連や消費者団体で行った。2004年に設置された国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会には日弁連の推薦で委員となり、同制度の立案についての意見を述べた。同制度が2007年に施行された後は、従前から活動していたNPO法人京都消費者契約ネットワーク（以下、「KCCN」という。）が適格消費者団体の認定を受け、差止訴訟を行った。私自身は同団体の理事、事務局長として、また、訴訟代理人として同団体が行う差止訴訟に積極的に関わった。KCCNでは、これまでに14件の差止訴訟を提起しており、これは12ある全国の適格消費者団体が提訴した数の1/3を超えている。その中には、全国で2000万件以上あると言われる冠婚葬祭互助会契約の解約料を無効としたもの（最高裁で確定）や、クロレラチラシの配布差止を認めたもの（控訴審に係属）、1審で何千万件とある携帯電話通信契約の解約料条項を無効と認めたものなどがある。同制度は一般の消費者では取り組めない少額多数被害について適格消費者団体が取り組み、改善は正させるものであり、極めて大きな効果を持つことがあるため、積極的に取り組んでいく必要がある。

2013年には消費者団体が消費者に代わって事業者に対し訴訟を行い、勝訴した後に個別の消費者から授権を受けて事業者から金員を回収し、消費者に分配する集団的消費者被害回復制度が立法化された。この制度によって消費者団体は差止請求による被害予防のみならず、被害回復の権限をもつことになり、より一層消費者の権利擁護に深く関わることになる。この主体となる特定適格消費者団体になるための準備を上記KCCNでは行っている。同制度は2016年12月までに施行される予定である。

このほか、2007年のNOVAの解約料無効訴訟の最高裁判決などにも関わった。

消費者契約に関する活動はほとんど経済的にはペイしないが、社会的に大きな影響を与えられることからやりがいがある。

損害賠償、消費者契約、2つの分野を柱にした弁護士業務だが、弁護士業務も折り返し点近くにいると思われるので、今後どれだけできるかをよく考えながら悔いのない形で業務を遂行したい。